

第8章 簡易タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準

第1 タンクの設置場所（令14-1）

1 タンクの設置場所

危険物を貯蔵し、又は取り扱う簡易タンク（以下この条において「簡易貯蔵タンク」という。）は、屋外に設置すること。これは、簡易貯蔵タンクの規模、構造から危険物の取扱いがその直近で行われることが通常であるので、その際の可燃性蒸気の漏えい等による危険の排除を目的としている。ただし、次の(1)、(2)のすべてに適合する専用室に設置するときは、この限りでない。

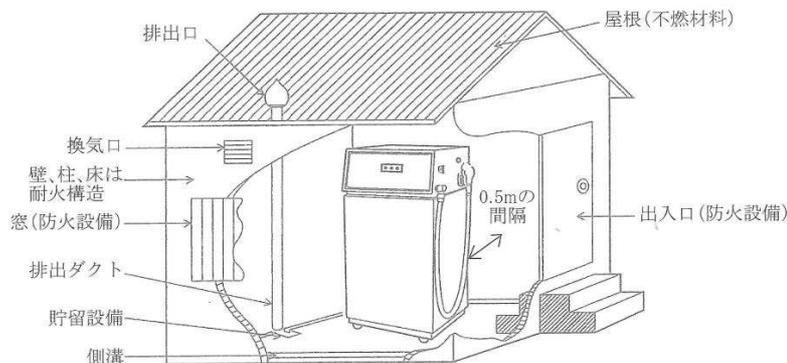
(1) 専用室の構造等については、政令第12条第1項第12号～第16号に掲げる屋内タンクのタンク専用室の例によること。

詳細は、第6章「屋内タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準」第14「タンク専用室の構造等」を参照のこと。

(2) 専用室の採光、照明、換気及び排出の設備が政令第10条第1項第12号に掲げる屋内貯蔵所の採光、照明、換気及び排出の設備の例によること。

詳細は、第4章「屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準」第15「採光、照明、換気設備及び排出設備」を参照のこと。

簡易タンク貯蔵所を屋内に設置する場合の例



第2 タンクの設置数（令14-2）

1 タンクの設置数

一の簡易タンク貯蔵所に設置する簡易貯蔵タンクは、その数を3以内とし、かつ、同一品質の危険物の簡易貯蔵タンクを2以上設置しないこと。（政令第14条第2号）

2 留意事項

同一品質の危険物とは、全く同じ品質を有するものをいい、法別表に掲げられている品名が同一であっても品質が異なるもの（例えば、オクタン価の異なるガソリン等（いわゆる「ハイオクガソリン等」））は、同一品質には該当しない。

第3 標識・掲示板（令14-3）

1 標識・掲示板

標識及び掲示板は、別記4「標識・掲示板」によること。

第4 タンクの固定及び空地（令14-4）

1 タンクの固定及び空地

(1) 簡易貯蔵タンクは、一般に移動可能なようにキャスター等を設けているものが多いが、それは火災等の場合に安全な場所に運ぶため貯蔵の際に移動させるものではない。したがって、平常時は地盤面、架台等に固定することとされている。

固定方法としては、架台、鎖等、車止め等がある。

- (2) 周囲に空地及び間隔を保有することは、延焼防止、消防活動のためというより、危険物の取扱い、点検等のためであり、屋内及び屋外でも同様に規制されるものである。
- なお、法令上規定のない屋根及びはりとの間に、点検整備のための空間として、0.5m以上の間隔を保つよう指導すること。(★)

第5 タンクの容量及び構造 (令14-5~7)

1 タンクの容量及び構造

簡易貯蔵タンクの外面塗装については、第5章「屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準」第13「外面塗装」によること。

第6 通気管 (令14-8)

1 通気管の基準

簡易貯蔵タンク自体で通気管の先端の高さが1.5m未満のもの（車輪から通気管先端まで）にあつては、設置場所にコンクリート等の台を設け、通気管の先端を周囲の地盤面より1.5m以上としても差し支えない。

第7 給油設備 (令14-9)

1 給油設備

給油設備は、一般的にポンプを回転し、流量計を通じて回転するものと、タンク内部に低圧のエアを送入し、空気圧によって給油するものがある。

簡易貯蔵タンクに固定給油設備等を設けて危険物を貯蔵し、又は取扱う場合には、次によること。

- (1) 貯蔵を主な目的とする場合は、貯蔵に伴う行為として給油業務及び詰替え業務を行うことができる。
- (2) 簡易貯蔵タンクで、給油を主な目的とする場合は、一日の給油量が指定数量未満であっても給油取扱所として規制する。
ただし、簡易貯蔵タンクにより自動車に給油する設備（自家用のもの）で、給油の機会が少なく、一日の給油量が指定数量未満のものについては、簡易タンク貯蔵所として取り扱う。
- (3) 簡易貯蔵タンクに設けた注油設備により、詰替え、小分け販売等の取扱いを主な目的とする場合は、一般取扱所のタンクとして取扱う。

(昭和37年4月6日自消丙予第44号)